

三鷹市議会議員定数条例の一部を改正する条例

三鷹市議会議員定数条例（昭和30年三鷹市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に定める議員定数の減少を図る」を「の規定に基づき、議員の定数を定める」に改める。

附 則

この条例は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）附則第1条第4号の規定に基づき、平成15年1月1日から施行する。

提案理由

三鷹市議会議員定数条例の一部を改正するため、本案を提出します。